



# 三重県公報

令和元年5月31日(金)

第 8 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
<b>人 事 委 規 則</b>			
	三重県人事委員会規則7-4 (職員の特殊勤務手当に関する規則) の一部を改正する規則	( 人 事 委 員 会 )	2
<b>告 示</b>			
68	生活保護法の規定による介護扶助のための介護等を担当する機関の指定	( 地 域 福 祉 課 )	3
69	生活保護法の規定による指定介護機関からの名称等の変更の届出	( 同 )	3
70	生活保護法の規定による指定介護機関からの当該事業の廃止の届出	( 同 )	4
71	生活保護法の規定による医療扶助のための施術を担当する施術者の指定	( 同 )	4
72	生活保護法の規定による指定施術者からの名称等の変更の届出	( 同 )	5
73	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による介護扶助のための介護等を担当する機関の指定	( 同 )	5
74	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定介護機関からの名称等の変更の届出	( 同 )	5
75	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定介護機関からの当該事業の廃止の届出	( 同 )	6
76	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による医療扶助のための施術を担当する施術者の指定	( 同 )	6
77	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定施術者からの名称等の変更の届出	( 同 )	7
78	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出	(中小企業・サービス産業振興課)	7
79	特定計量器の定期検査の実施	( 計 量 検 定 所 )	10
<b>公 告</b>			
	農用地利用配分計画の認可申請があった旨及びその縦覧	( 担 い 手 支 援 課 )	10
	農用地利用配分計画の認可	( 同 )	11
	土地改良事業計画を定めた旨及びその関係書類の縦覧	( 農 地 調 整 課 )	12
	同件	( 同 )	13
	同件	( 同 )	13
	土地区画整理事業の換地処分を行った旨の届出	( 都 市 政 策 課 )	13
<b>特 定 調 達 公 告</b>			
	落札者を決定した旨	( 出 納 局 )	14
	同件	( 同 )	14

人事委規則

三重県人事委員会は、職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和四十一年三重県条例第二十九号）の規定に基づき、三重県人事委員会規則七十四（職員の特殊勤務手当に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布します。

令和元年五月三十一日

三重県人事委員会委員長 竹 川 博 子

三重県人事委員会規則七十四（職員の特殊勤務手当に関する規則）の一部を改正する規則  
 三重県人事委員会規則七十四（職員の特殊勤務手当に関する規則）の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																
<p>別表第四（第九条関係） 試験防疫業務手当</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">適用範囲</th> <th style="width: 30%;">支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一～三（略）</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td>                     四 条例第九                      条第一項第                      四号の業務                      に従事する                      者                      1 家畜保健衛生所                      に勤務する者又は                      人事委員会が別に                      定める者で、人畜                      共通の感染症の病                      原体若しくは人事                      委員会が別に定め                      る病原体を有し、                      若しくは有する疑                      いのある獣畜の防                      疫作業（人事委員                      会が別に定める病                      原体に係る防疫作                      業については、人                      事委員会が別に定                      める作業に限                      る。）に従事し、                      又は獣畜に接触し                      て診療若しくは人                      工受精の業務に従                      事する獣医師                 </td> <td style="text-align: center;">日額 七八〇円</td> </tr> <tr> <td>                     2 人畜共通の感染                      症の病原体若しく                      は人事委員会が別                      に定める病原体を                      有し、又は有する                      疑いのある獣畜の                      防疫作業（人事委                      員会が別に定める                      病原体に係る防疫                      作業については、                      人事委員会が別に                 </td> <td style="text-align: center;">日額 四〇〇円</td> </tr> </tbody> </table>	適用範囲	支給額	一～三（略）	（略）	四 条例第九 条第一項第 四号の業務 に従事する 者 1 家畜保健衛生所 に勤務する者又は 人事委員会が別に 定める者で、人畜 共通の感染症の病 原体若しくは人事 委員会が別に定め る病原体を有し、 若しくは有する疑 いのある獣畜の防 疫作業（人事委員 会が別に定める病 原体に係る防疫作 業については、人 事委員会が別に定 める作業に限 る。）に従事し、 又は獣畜に接触し て診療若しくは人 工受精の業務に従 事する獣医師	日額 七八〇円	2 人畜共通の感染 症の病原体若しく は人事委員会が別 に定める病原体を 有し、又は有する 疑いのある獣畜の 防疫作業（人事委 員会が別に定める 病原体に係る防疫 作業については、 人事委員会が別に	日額 四〇〇円	<p>別表第四（第九条関係） 試験防疫業務手当</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">適用範囲</th> <th style="width: 30%;">支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一～三（略）</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td>                     四 条例第九                      条第一項第                      四号の業務                      に従事する                      者                      1 家畜保健衛生所                      に勤務する者で、                      人畜共通の感染症                      の病原体を有し、                      若しくは有する疑                      いのある獣畜の防                      疫作業に従事し、                      又は獣畜に接触し                      て診療若しくは人                      工受精の業務に従                      事する獣医師                 </td> <td style="text-align: center;">日額 七八〇円</td> </tr> <tr> <td>                     2 人畜共通の感染                      症の病原体を有                      し、又は有する疑                      いのある獣畜の防                      疫作業に従事する                      者                 </td> <td style="text-align: center;">日額 四〇〇円</td> </tr> </tbody> </table>	適用範囲	支給額	一～三（略）	（略）	四 条例第九 条第一項第 四号の業務 に従事する 者 1 家畜保健衛生所 に勤務する者で、 人畜共通の感染症 の病原体を有し、 若しくは有する疑 いのある獣畜の防 疫作業に従事し、 又は獣畜に接触し て診療若しくは人 工受精の業務に従 事する獣医師	日額 七八〇円	2 人畜共通の感染 症の病原体を有 し、又は有する疑 いのある獣畜の防 疫作業に従事する 者	日額 四〇〇円
適用範囲	支給額																
一～三（略）	（略）																
四 条例第九 条第一項第 四号の業務 に従事する 者 1 家畜保健衛生所 に勤務する者又は 人事委員会が別に 定める者で、人畜 共通の感染症の病 原体若しくは人事 委員会が別に定め る病原体を有し、 若しくは有する疑 いのある獣畜の防 疫作業（人事委員 会が別に定める病 原体に係る防疫作 業については、人 事委員会が別に定 める作業に限 る。）に従事し、 又は獣畜に接触し て診療若しくは人 工受精の業務に従 事する獣医師	日額 七八〇円																
2 人畜共通の感染 症の病原体若しく は人事委員会が別 に定める病原体を 有し、又は有する 疑いのある獣畜の 防疫作業（人事委 員会が別に定める 病原体に係る防疫 作業については、 人事委員会が別に	日額 四〇〇円																
適用範囲	支給額																
一～三（略）	（略）																
四 条例第九 条第一項第 四号の業務 に従事する 者 1 家畜保健衛生所 に勤務する者で、 人畜共通の感染症 の病原体を有し、 若しくは有する疑 いのある獣畜の防 疫作業に従事し、 又は獣畜に接触し て診療若しくは人 工受精の業務に従 事する獣医師	日額 七八〇円																
2 人畜共通の感染 症の病原体を有 し、又は有する疑 いのある獣畜の防 疫作業に従事する 者	日額 四〇〇円																

	定める作業に限 る。)に従事する 者				
五 (管)		(管)	五 (管)		(管)

附 則  
 以上の取組は、公報の公表後施行する。

**告 示**

**三重県告示第 68 号**

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を指定しました。

令和元年 5 月 31 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定介護機関の名称	所在地	申請（開設）者名	申請（開設）者の主たる事務所の所在地	指 定 年 月 日	事業（サービス）の種類
訪問介護 はるこの家	津市白塚町 3394	合資会社やさしさクラブ	津市白塚町 4547 番地 3	平成 30 年 12 月 1 日	訪問介護

**三重県告示第 69 号**

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定介護機関から名称等の変更の届出がありました。

令和元年 5 月 31 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定介護機関の名称	申請（開設）者名	事業（サービス）の種類	変更事項	変更内容		変 更 年 月 日
				新	旧	
ジップドラッグ みたき薬局	株式会社ココカラファインヘルスケア	居宅療養管理指導	名称	ココカラファイン薬局みたき店	ジップドラッグ みたき薬局	平成 31 年 4 月 1 日
ジップドラッグ みたき薬局	株式会社ココカラファインヘルスケア	介護予防居宅療養管理指導	名称	ココカラファイン薬局みたき店	ジップドラッグ みたき薬局	平成 31 年 4 月 1 日
志宝薬局桃の木店	株式会社本木薬局	居宅療養管理指導	開設者名称 開設者所在地	みよの台薬局株式会社 東京都豊島区南池袋二丁目 25 番 5 号	株式会社本木薬局 東京都足立区本木北町 14 番 10 号	平成 31 年 4 月 1 日
志宝薬局桃の木店	株式会社本木薬局	介護予防居宅療養管理指導	開設者名称 開設者所在地	みよの台薬局株式会社 東京都豊島区南池袋二丁目 25 番 5 号	株式会社本木薬局 東京都足立区本木北町 14 番 10 号	平成 31 年 4 月 1 日
みえ医療福祉生協 訪問看護ステーションつくし	みえ医療福祉生活協同組合	訪問看護	所在地	桑名市陽だまりの丘 2 丁目 2304	桑名市伊賀町 55 番地の 2	平成 26 年 4 月 1 日
みえ医療福祉生協 訪問看護ステーションつくし	みえ医療福祉生活協同組合	介護予防訪問看護	所在地	桑名市陽だまりの丘 2 丁目 2304	桑名市伊賀町 55 番地の 2	平成 26 年 4 月 1 日

みえ医療福祉生協訪問看護ステーションつくし	みえ医療福祉生活協同組合	居宅療養管理指導	所在地	桑名市陽だまりの丘2丁目2304	桑名市伊賀町55番地の2	平成26年4月1日
みえ医療福祉生協訪問看護ステーションつくし	みえ医療福祉生活協同組合	介護予防居宅療養管理指導	所在地	桑名市陽だまりの丘2丁目2304	桑名市伊賀町55番地の2	平成26年4月1日
清和の里外部サービス利用型指定(介護予防)特定施設入居者生活介護事業所	社会福祉法人 安全福祉会	特定施設入居者生活介護	名称	清和の里(介護予防)特定施設入居者生活介護事業所	清和の里外部サービス利用型指定(介護予防)特定施設入居者生活介護事業所	平成31年4月1日
清和の里外部サービス利用型指定(介護予防)特定施設入居者生活介護事業所	社会福祉法人 安全福祉会	介護予防特定施設入居者生活介護	名称	清和の里(介護予防)特定施設入居者生活介護事業所	清和の里外部サービス利用型指定(介護予防)特定施設入居者生活介護事業所	平成31年4月1日
清和の里(介護予防)特定施設入居者生活介護事業所	社会福祉法人 安全福祉会	特定施設入居者生活介護	所在地	亀山市住山町字大掛590番地1	亀山市布気町602番地	令和元年5月1日
清和の里(介護予防)特定施設入居者生活介護事業所	社会福祉法人 安全福祉会	介護予防特定施設入居者生活介護	所在地	亀山市住山町字大掛590番地1	亀山市布気町602番地	令和元年5月1日

三重県告示第70号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和元年5月31日

三重県知事 鈴木英敬

指定介護機関の名称	所在地	申請(開設)者名	申請(開設)者の主たる事務所の所在地	事業(サービス)の種類	廃止年月日
みえ医療福祉生協訪問看護ステーションつくし	桑名市陽だまりの丘2丁目2304	みえ医療福祉生活協同組合	津市津興字柳山1535-34	居宅療養管理指導	平成30年9月30日
みえ医療福祉生協訪問看護ステーションつくし	桑名市陽だまりの丘2丁目2304	みえ医療福祉生活協同組合	津市津興字柳山1535-34	介護予防居宅療養管理指導	平成30年9月30日
みえ医療福祉生協訪問看護ステーションつくし	桑名市陽だまりの丘2丁目2304	みえ医療福祉生活協同組合	津市津興字柳山1535-34	訪問看護	平成31年4月30日
みえ医療福祉生協訪問看護ステーションつくし	桑名市陽だまりの丘2丁目2304	みえ医療福祉生活協同組合	津市津興字柳山1535-34	介護予防訪問看護	平成31年4月30日
清和の里訪問介護事業所	亀山市布気町602番地	社会福祉法人 安全福祉会	亀山市住山町字大掛590番地1	訪問介護	平成31年3月31日

三重県告示第71号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第49条の規定により、医療扶助のための施術を担当する施術者を指定しました。

令和元年5月31日

三重県知事 鈴木英敬

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日
林 政太郎	KE i ROW 伊勢ステーション	伊勢市黒瀬町1941-24	平成31年3月24日

三重県告示第 72 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定施術者から名称等の変更の届出がありました。

令和元年 5 月 31 日

三重県知事 鈴木 英 敬

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	変更後の名称等	変更年月日
棚橋 末和	棚橋ほねつぎ	四日市市富田一色町 33 番 24 号	棚橋接骨院	令和元年 5 月 1 日
濱口 竜将	南伊勢接骨院	度会郡南伊勢町田曾 浦 2797-1	浜口整骨院 四日市市小古曾 5 丁目 3-11	令和元年 5 月 8 日

三重県告示第 73 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を指定しました。

令和元年 5 月 31 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定介護機関の 名 称	所在地	申請（開設）者名	申請（開設）者の主 たる事務所の所在地	指 定 年 月 日	事業（サービ ス）の 種 類
訪問介護 はる この家	津市白塚町 3394	合資会社やさしさ クラブ	津市白塚町 4547 番地 3	平成 30 年 12 月 1 日	訪問介護

三重県告示第 74 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2（同法第 54 条の 2 第 4 項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり指定介護機関から名称等の変更の届出がありました。

令和元年 5 月 31 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定介護機関の 名 称	申請（開設）者名	事業（サービ ス）の 種 類	変更事項	変更内容		変 更 年 月 日
				新	旧	
ジップドラッグ みたき薬局	株式会社ココカラ ファインヘルスケア	居宅療養管理 指導	名称	ココカラファイ ン薬局みたき店	ジップドラッグ みたき薬局	平成 31 年 4 月 1 日
ジップドラッグ みたき薬局	株式会社ココカラ ファインヘルスケア	介護予防居宅 療養管理指導	名称	ココカラファイ ン薬局みたき店	ジップドラッグ みたき薬局	平成 31 年 4 月 1 日
志宝薬局桃の木 店	株式会社本木薬局	居宅療養管理 指導	開設者名 称 開設者所 在地	みよの台薬局株 式会社 東京都豊島区南 池袋二丁目 25 番 5 号	株式会社本木薬 局 東京都足立区本 木北町 14 番 10 号	平成 31 年 4 月 1 日
志宝薬局桃の木 店	株式会社本木薬局	介護予防居宅 療養管理指導	開設者名 称 開設者所 在地	みよの台薬局株 式会社 東京都豊島区南 池袋二丁目 25 番 5 号	株式会社本木薬 局 東京都足立区本 木北町 14 番 10 号	平成 31 年 4 月 1 日
みえ医療福祉生 協 訪問看護ス テーションつく し	みえ医療福祉生活 協同組合	訪問看護	所在地	桑名市陽だまり の丘 2 丁目 2304	桑名市伊賀町 55 番地の 2	平成 26 年 4 月 1 日

みえ医療福祉生協 訪問看護ステーションつくし	みえ医療福祉生活協同組合	介護予防訪問看護	所在地	桑名市陽だまりの丘 2 丁目 2304	桑名市伊賀町 55 番地の 2	平成 26 年 4 月 1 日
みえ医療福祉生協 訪問看護ステーションつくし	みえ医療福祉生活協同組合	居宅療養管理指導	所在地	桑名市陽だまりの丘 2 丁目 2304	桑名市伊賀町 55 番地の 2	平成 26 年 4 月 1 日
みえ医療福祉生協 訪問看護ステーションつくし	みえ医療福祉生活協同組合	介護予防居宅療養管理指導	所在地	桑名市陽だまりの丘 2 丁目 2304	桑名市伊賀町 55 番地の 2	平成 26 年 4 月 1 日
清和の里外部サービス利用型指定（介護予防）特定施設入居者生活介護事業所	社会福祉法人 安全福祉会	特定施設入居者生活介護	名称	清和の里（介護予防）特定施設入居者生活介護事業所	清和の里外部サービス利用型指定（介護予防）特定施設入居者生活介護事業所	平成 31 年 4 月 1 日
清和の里外部サービス利用型指定（介護予防）特定施設入居者生活介護事業所	社会福祉法人 安全福祉会	介護予防特定施設入居者生活介護	名称	清和の里（介護予防）特定施設入居者生活介護事業所	清和の里外部サービス利用型指定（介護予防）特定施設入居者生活介護事業所	平成 31 年 4 月 1 日
清和の里（介護予防）特定施設入居者生活介護事業所	社会福祉法人 安全福祉会	特定施設入居者生活介護	所在地	亀山市住山町字大掛 590 番地 1	亀山市布気町 602 番地	令和元年 5 月 1 日
清和の里（介護予防）特定施設入居者生活介護事業所	社会福祉法人 安全福祉会	介護予防特定施設入居者生活介護	所在地	亀山市住山町字大掛 590 番地 1	亀山市布気町 602 番地	令和元年 5 月 1 日

三重県告示第 75 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2（同法第 54 条の 2 第 4 項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり指定介護機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和元年 5 月 31 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定介護機関の名称	所在地	申請（開設）者名	申請（開設）者の主たる事務所の所在地	事業（サービス）の種類	廃止年月日
みえ医療福祉生協訪問看護ステーションつくし	桑名市陽だまりの丘 2 丁目 2304	みえ医療福祉生活協同組合	津市津興字柳山 1535-34	居宅療養管理指導	平成 30 年 9 月 30 日
みえ医療福祉生協訪問看護ステーションつくし	桑名市陽だまりの丘 2 丁目 2304	みえ医療福祉生活協同組合	津市津興字柳山 1535-34	介護予防居宅療養管理指導	平成 30 年 9 月 30 日
みえ医療福祉生協訪問看護ステーションつくし	桑名市陽だまりの丘 2 丁目 2304	みえ医療福祉生活協同組合	津市津興字柳山 1535-34	訪問看護	平成 31 年 4 月 30 日
みえ医療福祉生協訪問看護ステーションつくし	桑名市陽だまりの丘 2 丁目 2304	みえ医療福祉生活協同組合	津市津興字柳山 1535-34	介護予防訪問看護	平成 31 年 4 月 30 日
清和の里訪問介護事業所	亀山市布気町 602 番地	社会福祉法人 安全福祉会	亀山市住山町字大掛 590 番地 1	訪問介護	平成 31 年 3 月 31 日

三重県告示第 76 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条（同法第 55 条において準用する場合を含む。）の規定により、医療扶助のための施術を担当する施術者を指定し

ました。

令和元年 5 月 31 日

三重県知事 鈴木 英 敬

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日
林 政太郎	KE i ROW 伊勢ステーション	伊勢市黒瀬町 1941-24	平成 31 年 3 月 24 日

三重県告示第 77 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2（同法第 55 条において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり指定施術者から名称等の変更の届出がありました。

令和元年 5 月 31 日

三重県知事 鈴木 英 敬

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	変更後の名称等	変更年月日
棚橋 末和	棚橋ほねつぎ	四日市市富田一色町 33 番 24 号	棚橋接骨院	令和元年 5 月 1 日
濱口 竜将	南伊勢接骨院	度会郡南伊勢町田曾 浦 2797-1	浜口整骨院 四日市市小古曾 5 丁目 3-11	令和元年 5 月 8 日

三重県告示第 78 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項及び第 2 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和元年 5 月 31 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）MEGAドン・キホーテUNY鈴鹿店  
鈴鹿市南玉垣町 3628 ほか 12 筆

2 変更事項

(1) 大規模小売店舗の名称

（変更前）

アピタ鈴鹿店

（変更後）

（仮称）MEGAドン・キホーテUNY鈴鹿店

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）

名 称	住 所	代表者の氏名
ユニー株式会社	愛知県稲沢市天池五反田町 1 番地	佐古 則男

（変更後）

名 称	住 所	代表者の氏名
ユニー株式会社	愛知県稲沢市天池五反田町 1 番地	関口 憲司

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
ユニー株式会社	愛知県稲沢市天池五反田町1番地	佐古 則男
株式会社ブラザクリエイト	東京都千代田区五番町1番地	大島 康広
株式会社パレモ	愛知県稲沢市天池五反田町1番地	小田 保則
株式会社マックハウス	東京都杉並区梅里一丁目7番7号	栗原 勝利
株式会社エービーシー・マート	東京都渋谷区神南一丁目11番5号	野口 実
株式会社クレイン	東京都港区南青山五丁目12番2号	新垣 純
株式会社グリーンハウスフーズ	東京都新宿区西新宿三丁目7番1号	田沼 千秋
株式会社鈴丹	愛知県名古屋市中昭和区広路通二丁目5番地	吉田 馨
株式会社サンリフォーム	愛知県稲沢市天池五反田町1番地	馬場 章夫
株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号	矢野 博丈
A s - m e エステール株式会社	東京都新宿区西新宿三丁目20番2号	丸山 雅史
株式会社三城	東京都中央区銀座一丁目7番7号	中尾 文彦

(変更後)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
UDリテール株式会社	神奈川県横浜市神奈川区入江二丁目18番地	片桐 三希成
未定	—	—

## (4) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐輪場の位置及び収容台数

(変更前)

名 称	収容台数	位置
駐輪場 1	77 台	縦覧による
駐輪場 2	50 台	縦覧による
駐輪場 3	67 台	縦覧による
駐輪場 4	40 台	縦覧による
駐輪場 5	116 台	縦覧による
駐輪場 6	88 台	縦覧による
駐輪場 7	87 台	縦覧による
駐輪場 8	32 台	縦覧による
合計	557 台	—

(変更後)

名 称	収容台数	位置
駐輪場 1	40 台	縦覧による
駐輪場 2	116 台	縦覧による
駐輪場 3	88 台	縦覧による
駐輪場 4	87 台	縦覧による
駐輪場 5	32 台	縦覧による
合計	363 台	—

## (5) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

名 称	開店時刻	閉店時刻
ユニー株式会社	午前 9 時 00 分	午後 10 時 00 分



その他の小売業者	午前 9 時 00 分	午後 10 時 00 分
----------	-------------	--------------

(変更後)

名 称	開店時刻	閉店時刻
UDリテール株式会社	午前 8 時 00 分	午前 2 時 00 分
未定	午前 8 時 00 分	午前 2 時 00 分

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前)

駐車場	駐車可能時間帯
駐車場 1	午前 8 時 30 分から午後 10 時 30 分まで
駐車場 2	午前 8 時 30 分から午後 10 時 30 分まで
駐車場 3	午前 8 時 30 分から午後 10 時 30 分まで
駐車場 4	午前 8 時 30 分から午後 10 時 30 分まで
駐車場 5	午前 8 時 30 分から午後 10 時 30 分まで
駐車場 6	午前 8 時 30 分から午後 10 時 30 分まで
駐車場 7	午前 8 時 30 分から午後 10 時 30 分まで
駐車場 8	午前 8 時 30 分から午後 10 時 30 分まで
駐車場 9	午前 8 時 30 分から午後 10 時 30 分まで
駐車場 10	午前 8 時 30 分から午後 10 時 30 分まで
駐車場 11	午前 8 時 30 分から午後 10 時 30 分まで
駐車場 12	午前 8 時 30 分から午後 10 時 30 分まで
駐車場 13	午前 8 時 30 分から午後 10 時 30 分まで

(変更後)

駐車場	駐車可能時間帯
駐車場 1	午前 7 時 30 分から午前 2 時 30 分まで
駐車場 2	午前 7 時 30 分から午前 2 時 30 分まで
駐車場 3	午前 7 時 30 分から午前 2 時 30 分まで
駐車場 4	午前 7 時 30 分から午前 2 時 30 分まで
駐車場 5	午前 7 時 30 分から午前 2 時 30 分まで
駐車場 6	午前 7 時 30 分から午前 2 時 30 分まで
駐車場 7	午前 7 時 30 分から午後 10 時 00 分まで
駐車場 8	午前 7 時 30 分から午前 2 時 30 分まで
駐車場 9	午前 7 時 30 分から午前 2 時 30 分まで
駐車場 10	午前 7 時 30 分から午後 10 時 00 分まで
駐車場 11	午前 7 時 30 分から午前 2 時 30 分まで
駐車場 12	午前 7 時 30 分から午前 2 時 30 分まで
駐車場 13	午前 7 時 30 分から午前 2 時 30 分まで

ウ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前)

名 称	荷さばき可能時間帯
荷さばき施設	午前 6 時 00 分から午後 9 時 00 分まで

(変更後)

名 称	荷さばき可能時間帯
荷さばき施設	午前 6 時 00 分から午後 10 時 00 分まで

3 変更年月日

(1) 令和元年 5 月 16 日

- (2) 平成 31 年 4 月 15 日
  - (3) 令和元年 5 月 16 日
  - (4) 令和 2 年 1 月 17 日
  - (5) 令和元年 6 月 24 日
- 4 変更理由
- (1) 店舗名称の変更のため
  - (2) 建物設置者の代表者氏名の変更のため
  - (3) 小売業者の商号等の変更のため
  - (4) 施設配置計画の変更のため
  - (5) 営業計画の変更のため
- 5 届出の日  
令和元年 5 月 16 日
- 6 届出等の縦覧場所  
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 7 届出等の縦覧の期間及び時間  
令和元年 5 月 31 日から同年 9 月 30 日まで  
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 79 号

計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 19 条第 1 項の規定により、三重郡、亀山市及び鈴鹿市において次のとおり特定計量器（質量計）の定期検査を実施します（ひょう量 500 k g を超えるはかりを除く。）。

令和元年 5 月 31 日

三重県知事 鈴木 英 敬

実 施 の 期 日		実 施 の 場 所
令和元年 7 月 2 日（火）	午前 10 時 30 分から 午後 3 時まで	朝日町役場
令和元年 7 月 3 日（水）	午前 10 時 30 分から 午後 3 時まで	川越町役場（1 階 公用車等駐車場）
令和元年 7 月 4 日（木）	午前 10 時 30 分から 午後 3 時まで	菰野町役場 竹永地区コミュニティセンター
令和元年 7 月 5 日（金）	午前 10 時 30 分から 午後 3 時まで	菰野町役場 菰野地区コミュニティセンター
令和元年 7 月 16 日（火）	午前 11 時から 午後 2 時まで	亀山市役所（亀山市職員会館地下駐車場）
令和元年 7 月 17 日（水）	午前 11 時から 午後 2 時まで	亀山市関文化交流センター
令和元年 7 月 18 日（木）	午前 10 時から 午後 3 時まで	鈴鹿市神戸コミュニティセンター
令和元年 7 月 19 日（金）	午前 10 時から 午後 3 時まで	鈴鹿市神戸コミュニティセンター

公 告

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 1 項の規定により、農地中間管理機構から農用地利用配分計画の認可申請がありましたので、同条第 3 項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供します。

令和元年 5 月 31 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 縦覧に供する農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所の所在する市町村名	
農事組合法人 向平営農組合	いなべ市	いなべ市北勢町向平字谷上 995-1 ほか 55 筆
佐藤 昌生	いなべ市	いなべ市北勢町東貝野字広面 2794 ほか 2 筆
株式会社 稲生営農サービス	鈴鹿市	鈴鹿市稲生町柳木沢 5999 ほか 22 筆
樋口 秀樹	鈴鹿市	鈴鹿市稲生町大下 9 ほか 21 筆
有限会社 ドリームファームズスカ	鈴鹿市	鈴鹿市柳町壱ノ堰 1501 ほか 3 筆
株式会社 瑞穂の国川出農園	鈴鹿市	鈴鹿市柳町汲田 1330-3
田中 智之	鈴鹿市	鈴鹿市甲斐町耕田 316
松尾 浩二	亀山市	亀山市下庄町字前田 3843
株式会社 石橋グリーンファーム	津市	津市一志町大仰方士 3070
株式会社 浅井農園	津市	度会郡玉城町原下り藤 3537 ほか 96 筆
有限会社 喜多村アグリ	松阪市	松阪市東黒部町字蛭子 1286-1 ほか 26 筆
島田 和也	松阪市	松阪市美濃田町字川原田 507 ほか 4 筆
株式会社 小林農産	多気郡明和町	度会郡玉城町小社曾根大領地 1806 ほか 8 筆
江尻 潜	度会郡大紀町	度会郡大紀町大内山細野 6619 番ほか 6 筆
富田 高平	伊賀市	伊賀市中友生久保川原 2311
農事組合法人 プロファームいなぐ	伊賀市	伊賀市依那具城田 3435 ほか 2 筆
合同会社 みなみ農園	伊賀市	伊賀市上神戸高賀 5809 ほか 3 筆
有限会社 すぎもと農園	南牟婁郡御浜町	熊野市金山町新大谷 2307 ほか 6 筆
奥田 和弘	南牟婁郡御浜町	熊野市金山町新大谷 2293 ほか 6 筆
株式会社 オレンジアグリ	南牟婁郡御浜町	南牟婁郡御浜町中立奥地 2020
村澤 雅弘	南牟婁郡御浜町	南牟婁郡御浜町神木山田 2716-1 ほか 1 筆

2 農用地利用配分計画の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

三重県農林水産部担い手支援課

(2) 縦覧期間

令和元年 5 月 31 日から同年 6 月 13 日まで

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 1 項の規定により、農地中間管理機構から申請があった農用地利用配分計画を次のとおり認可しました。

（「次のとおり」は省略し、当該計画を三重県農林水産部担い手支援課に備え置いて縦覧に供します。）

令和元年 5 月 31 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所の所在する市町村名	
辻 武史	愛知県愛西市	津市大里睦合町古川 3004 ほか 6 筆
藤田 一房	いなべ市	いなべ市員弁町下笠田字村前 2322 ほか 5 筆
小林 俊夫	いなべ市	いなべ市員弁町下笠田字村前 2304

株式会社 瑞穂の国川出農園	鈴鹿市	鈴鹿市土師町六之坪 1209 ほか 2 筆
株式会社 神尾農園	鈴鹿市	鈴鹿市肥田町中縄 125 ほか 6 筆
株式会社 林営農センター	津市	津市小舟中ノ坪 1245-2
多氣 丈史	津市	津市木造町イカキ 466-1 ほか 20 筆
中村 高之	津市	津市白山町二本木柏原 4762 ほか 24 筆
農事組合法人 南家城営農組合	津市	津市白山町南家城家野 2286 ほか 2 筆
西井 主	松阪市	松阪市嬉野須賀町字塚坪 1857 ほか 8 筆
水本 守	松阪市	松阪市久米町字吉野 1449 ほか 2 筆
松田 忠正	松阪市	松阪市中ノ庄町字四ツ橋 292
株式会社 陽光園	松阪市	松阪市嬉野野田町字ノバク 588
農事組合法人 コスモス	松阪市	松阪市大足町字ハサマ 945 ほか 5 筆
藪谷 源司	松阪市	松阪市立野町字上川原 1694 ほか 8 筆
有限会社 喜多村アグリ	松阪市	松阪市松名瀬町字大坪 53 ほか 6 筆
農事組合法人 元丈の里営農組合	多気郡多気町	多気郡多気町波多瀬安畑 1041 ほか 9 筆
渡邊 裕司	多気郡明和町	伊勢市小俣町湯田 911 ほか 48 筆
幾田 眞生	度会郡玉城町	度会郡玉城町日向口田 531 ほか 8 筆
堀江 勇紀	度会郡大紀町	度会郡大紀町打見口中野 624 番 3 ほか 5 筆
江尻 潜	度会郡大紀町	度会郡大紀町大内山不動野沖 3642 番ほか 9 筆
田中 藤生	度会郡大紀町	度会郡大紀町大内山門口沖 6463 ほか 2 筆
農事組合法人 大東営農組合	伊賀市	伊賀市猪田杉ヶ本 5332-3 ほか 6 筆
藤森 博和	伊賀市	伊賀市中友生後殿 2286
森岡 大典	伊賀市	伊賀市中友生福地 1984
富田 英作	伊賀市	伊賀市中友生中之地 2431
安田 成美	伊賀市	伊賀市中友生北之平 2119
中森 年秋	伊賀市	伊賀市上林大澤 2519
井賀 淳也	南牟婁郡紀宝町	南牟婁郡紀宝町大里高井 3732 ほか 11 筆

2 農用地利用配分計画の認可日  
令和元年 5 月 31 日

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定により、農村地域防災減災事業井上池地区計画を定めましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法第 87 条第 6 項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に三重県知事に審査請求をすることができます。また、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、この計画の取消しの訴えを提起することができます（なお、上記の期間が経過する前であっても、この計画が定められた日（審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、この計画の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

令和元年 5 月 31 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 縦覧に供すべき書類の名称  
土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間  
令和元年 6 月 3 日から同月 28 日まで

## 3 縦覧の場所

津市役所農林水産部農業基盤整備課（津市西丸之内 23 番 1 号）

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定により、水利施設等保全高度化事業（一般型）波瀬川地区計画を定めましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法第 87 条第 6 項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に三重県知事に審査請求をすることができます。また、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、この計画の取消しの訴えを提起することができます（なお、上記の期間が経過する前であっても、この計画が定められた日（審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、この計画の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

令和元年 5 月 31 日

三重県知事 鈴木 英 敬

## 1 縦覧に供すべき書類の名称

土地改良事業計画書の写し

## 2 縦覧の期間

令和元年 6 月 3 日から同月 28 日まで

## 3 縦覧の場所

津市役所農林水産部農業基盤整備課（津市西丸之内 23 番 1 号）

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定により、県営ため池等整備事業丹生川中地区計画を定めましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法第 87 条第 6 項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に三重県知事に審査請求をすることができます。また、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、この計画の取消しの訴えを提起することができます（なお、上記の期間が経過する前であっても、この計画が定められた日（審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、この計画の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

令和元年 5 月 31 日

三重県知事 鈴木 英 敬

## 1 縦覧に供すべき書類の名称

土地改良事業計画書の写し

## 2 縦覧の期間

令和元年 6 月 3 日から同月 28 日まで

## 3 縦覧の場所

いなべ市役所農林商工部農林課（いなべ市北勢町阿下喜 31 番地）

土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 103 条第 3 項の規定により、平成 31 年 4 月 5 日付で、鈴鹿都市計画事業白江土地区画整理事業の換地処分を行った旨、鈴鹿都市計画事業白江土地区画整理事業施行者から届出がありました。

令和元年 5 月 31 日

三重県知事 鈴木 英 敬

特定調達公告

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和元年5月31日

三重県知事 鈴木 英 敬

- |   |           |  |
|---|-----------|--|
| 1 | 特定役務の名称   | 三重県財務会計・予算編成支援システム再構築に係るプリンタ機器賃貸借及び保守業務    |
| 2 | 担 当 部 局   | 三重県津市広明町13番地<br>三重県出納局出納総務課                |
| 3 | 落札者決定日    | 令和元年5月10日                                  |
| 4 | 落 札 者     | 岐阜県岐阜市日置江1丁目58番地<br>株式会社電算システム 代表取締役 田中 靖哲 |
| 5 | 落 札 金 額   | 入札価格 12,160,000円<br>契約金額 13,376,000円       |
| 6 | 決 定 手 続   | 一般競争入札                                     |
| 7 | 入 札 公 告 日 | 平成31年3月8日                                  |

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和元年5月31日

三重県知事 鈴木 英 敬

- |   |           |   |
|---|-----------|---|
| 1 | 特定役務の名称   | 三重県財務会計・予算編成支援システム再構築に係るクライアント関連機器賃貸借及び保守業務 |
| 2 | 担 当 部 局   | 三重県津市広明町13番地<br>三重県出納局出納総務課                 |
| 3 | 落札者決定日    | 令和元年5月13日                                   |
| 4 | 落 札 者     | 岐阜県岐阜市日置江1丁目58番地<br>株式会社電算システム 代表取締役 田中 靖哲  |
| 5 | 落 札 金 額   | 入札価格 57,980,000円<br>契約金額 63,778,000円        |
| 6 | 決 定 手 続   | 一般競争入札                                      |
| 7 | 入 札 公 告 日 | 平成31年3月8日                                   |

---

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地  
三重県総務部法務・文書課  
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>

---